

北海道発達支援推進協議会発達障がい地域支援体制整備部会 開催要領

第1 目的

発達障がい児者への支援体制の強化等に関し、より専門的かつ詳細な意見聴取、意見交換等を行うため、発達障がい地域支援体制整備部会（以下、「部会」という。）を開催する。

第2 議題

部会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 発達障がい児者への地域支援体制の整備に関すること
- (2) 発達障がい児者支援に係る関係機関との連携に関すること
- (3) 発達障害者支援センターの活用による支援体制整備に関すること
- (4) その他、部会で必要と認めたこと

第3 構成

- (1) 部会は学識経験者及び発達障がい児者を支援する障がい福祉サービス事業所等関係者、発達障害者支援（地域）センター職員により構成する。
- (2) 構成員は、障がい者保健福祉課精神医療担当課長が選定する。
- (3) 構成員の任期は2年以内とする。

第4 運営

- (1) 部会は必要に応じて障がい者保健福祉課精神医療担当課長が招集し、主催する。
- (2) 部会に座長を置き、障がい者保健福祉課精神医療担当課長が指名する。
- (3) 障がい者保健福祉課精神医療担当課長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (4) 障がい者保健福祉課精神医療担当課長が認めた場合には、必要に応じ下部機関（連絡会等）を設置し、機動的な運営を図るものとする。

第5 その他

- (1) 部会の事務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、部会に関する事項は、障がい者保健福祉課精神医療担当課長が別に定める。
- (3) 構成員は、部会において知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。

附則

この要領は、令和6年6月5日から施行する。